

児童の権利、義務と自立

網 野 武 博

序

今世紀に入り、世界における児童の権利保障の歩みは著しく進んできた。1909年の米国における第1回ホワイトハウス会議の開催、1922年のドイツにおけるワイマール憲法下の「児童青少年福祉法」の制定、1924年の国際連盟による「児童権利宣言（ジュネーブ宣言）」の採択、そしてわが国の「児童福祉法」をはじめとする諸法律の制定、1959年の国際連合における「児童権利宣言」の採択等、画期的な出来事がつづいた。そして今日では、80以上の国際法や規約、宣言のなかで児童の権利がうたわれている¹⁾。

わが国における児童福祉の基本法とも称される「児童福祉法」が制定、施行されてから40年が経過した今日、児童福祉の理念あるいは「児童憲章」（1951年採択）の前文にかけられている原理：児童は人として尊ばれること、社会の一員として重んぜられること、よい環境のなかで育てられることは、人々の常識のなかに浸透しつつあるように思われる。

しかし、われわれの日常生活を通じて、また広く国際的視野から児童福祉の実情をみると、児童福祉の基本にある児童の権利に関する常識が、いわんや認識が過去の歴史と比較して真に画期的に高まりをみせてきたのだろうか、ということについてはいささかの疑問を禁じ得ない。

時あたかも、国際児童年10周年にあたる来年1989年には、これまで約10年にわたり検討が加えられてきた「児童の権利条約」の草案が、国際連

合総会に提出されようとしている。児童の権利に関する概説は、これまでも数多く示されている。しかし、成人として児童を語る本質的意義をふまえ、児童の権利を考察しているものは決して多くはないように思われる。その考察はさまざまな専門的背景に基づいてなされなければならない。筆者は、ここではとくに、児童の発達および福祉の観点から、児童の権利および責任の本質をあらためて問い、今後の児童福祉のあり方を考えるうえでの一助としたいと考える。

I 人間の諸権利と児童の権利

1. 人間としてのニーズと権利・義務

そもそも、権利とは何であろうか。これを現実の人間関係のダイナミクスを通じてその本質をあらためて問うてみる。権利あるいは義務という概念は、人間の生存、生活全般にわたるニーズの介在なくして成立しない。ニーズという概念は、一人ひとりの人間の欲求や必要としているものにかぎらず、その個人以外の人々や社会すなわち他者がその個人に思いをめぐらし、その個人にとって必要であり、さらには求めて然るべきであろうと考えている内容までを含意している。すなわち、個々の人間の欲求というよりも、「ひとりの人間として生存し生活を営むうえで必要不可欠とされるもの」と定義することができる。

ニーズはそれを求め、それを充足させようとする人々の主張、行為によって顕在化することが多い。それは、個人や集団、社会の状況により、充足のされ方が異なる。その状況によっては、ニ―

ズが容易に充足されない事態がある。たとえニーズが充足されても、状況の変化によってそれがくつがえされたり、再び充足されることが困難となり、危機感、不公平感、あるいは不幸福感を覚える事態が生じる。もし、そのニーズが比較的共通に万人に認められるものであるならば、ニーズの充足はより確固としたものとなりやすい。しかし、逆に他者を不利な状況におくことになったり、いわんや他者を脅かしたりするものであれば、個人相互、個人と集団、集団相互の葛藤、相克は強まる。

人間における権利と義務の関係は、このようなニーズをめぐる人間関係のダイナミクスから生じている。例えば、奴隷制、絶対的階級制、あるいは人種差別、民族差別、また婦人差別などの人間間差別等々は、生存、生活上の不利、不自由、不平等とりわけ支配対被支配関係からの解放というニーズをめぐる相克である。ニーズを主張する側の存在、主張、行為を他方の側が認めることのないかぎり、そのニーズは充足されず、個人的、社会的レベルで不充足のまま残りつづける。そして、他方の側がその存在や主張、行為を認めたときに初めて自由な行為、主張、他者からの保護や配慮、自己防衛が可能となる。

したがって権利とは、「人間関係および社会関係において他者が当事者のニーズ（ひとりの人間として生存し生活を営むうえで必要不可欠とされるもの）を包括的に受容することによって成立する当事者の実行能力」である。そして義務とは、「人間関係および社会関係において他者が当事者のニーズを包括的に受容することによって成立する他者への拘束力」である。

2. 児童の権利の特異性

今日、基本的人権や諸権利は理念的に、また社会通念としては、歴史上比類ないほどに確立されているように見える。「日本国憲法」（1946年制定）は、その第11条以下で基本的人権、権利、義務について定め、また国際連合の「世界人権宣言」（1948年採択）は、その第1条でこれをうたい、以下第29条まで具体的な権利および義務を明示し

ている。

これらの基本的人権や諸権利は、今日人種、宗教、性、地位等々に何らかかわりなく、条約上、制度上保障され、何の例外も差別もなくすべての人々が享有し得るもの、とされている。児童についても、児童と成人、子どもと親という関係よりも前にまず児童は人間であり、その人権は何の差別もなく無条件に有しているというのが、今日の常識的理念であり原則である。

人間における差別、不平等、不自由等からの解放の歴史をみると、当事者も他者もそのニーズをめぐる激しい相克、ときには闘争を経て獲得されてきた。このような権利、義務の関係は、当事者と他者との関係がマイナーであったものがメジャーに参入することによって成立したり、メジャーとマイナーのままの関係で成立していることもあり、またその関係が逆転することによって成立することもある。

これに対し、児童の権利は深刻な闘争を通して獲得されたものではない。この点が、他の成人間の権利、義務の獲得と根本的に異なるところである。その基本にあるものは、成人の保護、庇護を前提として生を受け、成人に依存して成長するという宿命である。そのことはしたがって、次のような特徴を示すこととなる。まず第1に、非主張者としての特徴、すなわち成人に対して自らを主張する手段、効力に乏しいという特徴をもつ。第2に、児童は非生産者としての特徴、すなわち生産よりも消費が主となる時期によって占められ、他者に依存せざるを得ないという特徴をもつ。

児童の権利は、児童自らの主張、実行能力によって獲得することは不可能であった。成人が人権や諸権利を獲得していく流れとともに、またときにはこれらの流れよりも前にこのような児童の特質を成人の側が注視、重視することによって、これを保障するための成人による努力を経て獲得されてきた。児童の人権尊重思想は、近世以降いくつもの萌芽がみられたが、なかでも「子ども」は「おとな」と異なることを強く主張した18世紀のフランスの Rousseau, J.-J. 以来、しだいに児童の権利にかかわる思想とそれに基づく実践がみら

れた。爾来、児童の権利保障の歩みはとくに今世紀に至りしだいに世界的潮流となり、今日児童の人権、権利が理念的に普及した経過は序においてふれたところである。

児童の権利は、児童自らの主張、実行能力によって獲得され得ないという宿命は、常に念頭におく必要がある。児童の権利のみならず、児童の幸福の基本は、今なお、いや常にというべきであろうか、成人の掌中にあるということができよう。

このような特徴をふまえ、先の権利、義務の定義に則して表現するならば、児童の権利とは「人間関係および社会関係において成人（メジャー）が児童（マイナー）のニーズを包括的に受容することによって成立する児童の実行能力であり、成人への拘束力」である。

II 親権、公権と児童の権利

1. 親権と公権

生物学的に成熟した他者によって産み育てられる存在であるという児童の宿命は、逆にもっとも古くから当然の行為として、両親、成人によってその生存が保障されてきた。いわゆる保護者の営み自体が、児童のニーズを受容してなされている義務とも称することのできる行為であり、基本的人権にもっともかかわる生存権に基づく保護こそが児童の権利の根幹となっている。

きわめて私的な営みである養育は、歴史的にみると両親や親族によって、また近隣、地域によって果たされてきた。したがって児童福祉の歩みは、この生存権にかかわる事態すなわち孤児や棄児等保護者が欠けた場合の対応が主要なものであり、しだいに子殺しやいわゆる堕胎、間引き等妊娠中、出産時の生存を脅かす行為を禁止する生存権の保障へと広がっていったことは多くの学者が指摘するところである。deMause, L. は、すでに紀元前374年に最初の嬰兒殺しを禁じる法律が制定されたとしているが²⁾、これらの公的介入は稀であり、むしろ児童の生存権は近世以降の権利意識の高揚とともに、私的なものから公的なものに組み込まれてきたといえる。声部信喜は、18、19世紀の時

期は、近代法すなわち国家からの自由を名分とする自由権が主流であり、20世紀以後の現代法において国家による自由を名分とする生存権、教育権等の社会権が主流となった、と述べている³⁾。児童福祉は、国家が立法、行政を通じて積極的な施策を講じることによって保障される権利を基底としている典型である。冒頭にふれた児童の権利に関する定めが多くはこのような公的機能を通じて、まず何よりも弱者の立場に陥りやすい児童を保護し、健やかに育成されるべく家庭、社会、保健・医療、文化環境を保障し、成長、発達を保障しようとする人類、社会、国家の宣言であった。これらの進展によって、今世紀は成人とくに両親からの遺棄、虐待、両親、成人への不当な従属、被支配に苦しむ児童を解放するうえでたしかに画期的な時期に入ったといえる。

さらに重要なものとして、児童福祉との接点でもっともかかわりの深い私権としての親権に関するとらえ方の変化がある。すでに18世紀に出されたフランスの人権宣言は、親権とは親の権利ではなく義務であると定めていたという⁴⁾。しかし、このような例はまさに例外であったといえよう。親権における親の義務が重視されたのは、歴史的には家父長権・父権から両親権そして子権へというゆっくりとした流れに即したものであった。そして今日においても、親権と児童の権利とはしばしば対比され対立した様相を帯びる事態が生ずる。そのようなときに、必要に応じ公的な介入、公権による介入がなされるのが今日の司法、行政の枠組みである。

児童福祉法第2条は、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。」と定めている。日常の営みからみれば、実質的に保護者とくに両親の責任がきわめて重い。それは、親権における義務の事実上のあらわれでもある。しかし児童福祉の面からみると、親権が児童のニーズ、権利より優位に立ち、それゆえに社会、公的機関が介入する必要性をきたす例が今日も多い。

しかし、基本的にはきわめて私的な営みである養育にどの程度公的な介入が必要とされるのだら

うか。具体的には、親権剥奪にかかわる事例から養育上の指導というごくゆるやかな事例までの両極にわたる。前者の、親権を喪失させる必要が認められるような事例、施設への入所をめぐる対立が明瞭な事例に関しては、行政的権限、司法的権限と両親の主張とはしばしば対立する。Knitzer, J. は、公的な介入として米国ではきわめて多い司法的介入について種々の問題点を指摘し、家庭の自律性を崩壊させる危険とともに家庭、両親、児童の真の利益をもたらす方法について非常な困難がみられることを指摘している⁵⁾。また Goldstein, J. 等は、児童にとって真に必要なのは生物学的親よりも心理的親であり、行政的な措置、司法上の裁定や裁判等公的介入にあたっては単に私権、公権の対比で解決することに疑問を投げかけている⁶⁾。

また後者の例では、近年わが国でも論争のみられる早期の乳幼児の発育、発達等の診査とそれに伴う指導等について、公的なサービスの普及の必要性和私的な養育方針への介入との相克として種種論争がみられる。また障害児の出生や生活福祉等の例にみられるように、専門性や科学の進歩とそれに基づく公的なサービスの普及が、私権との関係で新しい問題を惹起する事例もみられる。

筆者は、児童福祉の内容領域を次のように3つのPと3つのSで考えている⁷⁾。

普及 (Popularization)	支援 (Support)
増進 (Promotion)	補完 (Supplement)
予防 (Prevention)	代替 (Substitute)

児童福祉の歴史は、まず3つのS、なかでもっとも思いを致しやすい児童の生存にかかわるニーズに応ずる機能、すなわち保護者に代わる社会的、公的な側からの代替サービスに始まり、その歴史はきわめて長かった。今世紀、そして近年に至り、しだいに補完、支援の機能が強化されてきた。さらに、とくに代替の機能に至らぬまでに必要なサービスを強化する役割として3つのPの機能がしだいに強まり、わが国と類似の社会、経済的基盤をもつ多くの国々においては今日とくに家族援助サービス、家族問題発生予防に力点がおかれてきつつある。

児童福祉が、しばしば引用される「児童権利宣

言」の前文の一句、すなわち「人類は、児童に対し、最善のものを与える義務を負う」という共通認識にたてば、私的責任、公的責任は対立の構図ではなく、「ともに」効果的に発揮されると考える。その基本はあくまでも両親、家庭の主体性と責任であり、それを支え、援助していく社会的、公的な介入の過程が児童福祉の専門性としていっそう重視されなければならない。

2. 親権、公権と児童の権利

わが国の「児童福祉法」、「児童憲章」、国際連合の「児童権利宣言」等々の条文にはひとつの共通性がある。それは、その多くが児童の権利について受動的に表現されていることである。曰く、「児童は……されなければならない。」、「児童は……される。」。この表現は児童がひとりの人間として独立した自我をもつ、基本的人権をもっている、ということと何ら矛盾していないように思われる。しかし、本質的に児童は権利の主体であるという観点からみると、そこには「児童は未熟であり、自立していない」という固定観念から払拭されず、児童を真に主体としてとらえるのではなく、なお客体としてとらえていると思わせるものがある。

その例として、先にあげた私権と公権の対比に関する児童の人権への配慮についてふれてみたい。ときには親とも対立して公権によって児童の人権を保障しようとする場合においても、それが真に「児童の最善の利益のため」であることが前提でなくてはならない。私権と公権の対立、相克の過程において、親権者に代わって行政的措置あるいは裁判により法的に児童の監護、後見にあたる制度が多く、多くの国で普及した。しかし、わが国もそうであるが、その際児童自らの意志や主張を配慮する状況はきわめて欠けている。森田明は、米国におけるこのような法における制度をリーガル・バターナリズムと呼び、子どもの法的地位を特徴づけるものは、ひとつは「子どもは成人と異なって未熟な存在であり、親（ないし法の下での代理人）の監督の下に育てられるべきものである」という「子ども観」であり、いまひとつは「子どもの利益が何であるかは親又は法の手によって客観的に

——つまり子どもの現在の意志とはひとまず無関係に——判定されるというパターンリズムの哲学である」と述べている。そして、「今日論じられる『子どもの人権』はむしろこうしたパターンリスティックな配慮の枠組に対して疑念をさしはさみ、子ども自身の意志と自律を権利概念の中に導入することに特徴がある。」としている⁸⁾。これら養護問題にかかわらず、さらに非行問題等においても供述の信用性、弁論の機会等はきわめて限定され、非主張者としての児童の特徴を前提とした処理が通常のものと考えられている。障害のみられる児童については、なおその傾向は強い。そして社会、学校等における児童に対する強制や、児童の自律、主張に対する配慮の欠如は近年とくに指摘され、注目されつつある。

基本的人権が保障され、児童の諸権利が保障されている今日なお日々の営みのなかで、児童の人権が成人ほどに保障されていると確信できるものは決して多くはない。マイナーである児童の生存する権利、表現し自己を主張する権利、学習し教育を受ける権利、あるいは自己の尊厳や名誉を守る権利等々、それが脅かされる背景はメジャーである成人とは比較にならぬほどに存在している。

ここで、初めにふれた児童の権利の特異性について思い返したい。自力では、そのニーズを十分に満たすことができず、権利を獲得できない児童に思いを致し、その権利を保障するという人類の義務を自覚することは、単に児童は保護されるべき存在であるからなのであろうか。児童の発達の可能性よりも自立の可能性を重視するということは、つまるところ児童が未成熟であり、未自立であるということを示すにすぎないのであろうか。また、0歳児も、12歳児も、17歳児も同じ児童の概念のなかでとらえてよいのであろうか。

その背景を考えると、成人が児童の本性、固有の諸資質を尊重することによって成立する児童の権利保障は、常にそれが大人の努力によって獲得される、という宿命を常に擁しているという思いに再び突き当たる。過去において児童という概念、児童という時期が形成されてきた経緯を概観すると、そのことが逆に児童を差別し、社会の一

部に隔離し、児童を成人の保護という名目で支配し、従属させてきた、という指摘や疑義も多い。

III 児童という時期

1. 児童と成人の区分

今日種々具体的に示されている児童の権利は、基本的人権とともに「児童（マイナー）」は「成人（メジャー）」と異なるということに重要な視点がおかれている。すでに植木枝盛は、19世紀後半において「親子論」のなかで親権に対し子権が過小であることを指摘し、「親とは子を養育する為めのものなり。」「子は子の為めの子にして親の為めの子にはあらず。」と主張した⁹⁾。また、20世紀に入って間もなく、生江孝之は、「保護を受くべきは児童の権利である。」とし、父母もしくは国家社会に要求すべき生得的権利として、立派に産んでもらうこと、立派に養育してもらうこと、立派に教育してもらうことの3つをあげている¹⁰⁾。これらの思想には、独立した主体としての児童への認識が裏づけされている。彼らに影響を及ぼした欧米諸国、なかでもフランスは、Rousseau, J.-J. 以来、児童の権利に関する思潮がとくにみられる。『子供の権利』を著した Chazal, J. は、法体系のなかで児童が単なる権利の客体になる惧れを指摘し、「子供の権利の研究をはじめるにあたって、子供は権利の主体であって、権利の単なる客体ではないということを強調しなければならない。」と述べ、それを強調するのは、「子供の個人としての資格にもとづく諸権利を確認することであり、子供を尊重し、保護しようということであり、同時に、子供の生活のもつ重みをそこなうまい、子供を空虚な観念に還元してしまうまいということなのである。」と主張している¹¹⁾。同じく Wallon, H. は、子どもの権利について「それは、子どもの本性を尊重させ、子どもの中にある固有の諸資質を尊重させ、子どもは大人ではないこと、大人ではないから子どもには大人とちがった扱いが必要なこと、大人は子どもに自分の感じ方や考え方や規律をおしつける権利をもっていないことを承認させる権利のことである。」と述べている¹²⁾。そも

そも、子どもとおとな、児童と成人が異なると考え両者を区分する根拠は何であろうか。そして子ども、児童というときの年齢や範囲はどのように考えられているのだろうか。国際連合の「児童権利宣言」の前文は、「人類は、児童に対し、最善のものを与える義務を負うものであるので、……児童が、幸福な生活を送り、かつ、自己と社会の福利のために、この宣言に掲げる権利と自由を享有することができるようにするため、この児童権利宣言を公布し、……」とうたっている。多くの人が受け容れているこの高邁な理念の実践を人類が特段に配慮すべき児童という時期は、いつの頃までと限定されるものなのであろうか。

日本語の「児童」という用語の字源を辿ると、古来「児」というのは頭蓋骨の固まっていない者、すなわち子どもの形をあらわすとされてきた。また、「童」というのは奴隷、しもべあるいは頭に何もかぶらない者など、一人前の人間として見なされていない者をあらわすとされてきた。現代では、多くの辞書は児童の意味としておおむね3歳から12、13歳頃までの者をあげ、また学童をさしている場合も多い。

筆者は、過去の子ども期に関する諸資料を検討した結果、児童の段階とそれ以後の段階とを区分する基準としては、次の内容のすべてあるいはいづれかを含んでいると考えている⁷⁾。

(1) 個人的自立

- ① 身体的成熟（発育や体力のピークに達するまたはそれに近づく、性的成熟）
- ② 心理的成熟（思慮、分別、判断、適応がほぼ自力で可能）

(2) 社会的自立

- ① 社会的認知（通過儀礼）
- ② 社会的制約（責任、義務、扶養）

歴史的にみると、社会的自立に含まれる内容のものは社会的因習などを通して古くから重視され、個人的自立に含まれる内容のものは発達、教育などの概念が普及するようになった比較的近代以降重視されているものである。先にふれた「児」と「童」の意味で対応させると、「児」は個人的自立前の段階、「童」は社会的自立前の段階というこ

ともできよう。とくに社会的自立にかかわるものは、その社会の政治的、経済的、文化的諸相を反映している。例えば、生産力の低い時代には幼児期から労働に従事させられるなど、身体的自立や心理的自立をまったく無視した労働力への参入がなされた。また、階級によっては政略的あるいは習慣的にきわめて早期に婚姻が行われる例も多くみられた。その反対に、個人的に自立していると思われる20歳代以上の者であっても、マイナーとして社会的には家長や特別の者に従属、依存する関係をいつまでもつづけなければならない例も非常に多くみられた。

児童、子どもと成人、おとなとの区分はこの自立の実質的意味をめぐってしだいに明確になってきたように思われる。フランスのアナール学派のひとり Ariès, P. は、「子ども期という観念は従属、依存の観念に結びつけられていた。」と述べているが¹²⁾、従属、依存、すなわちマイナーとして真の自立の不可能な存在であるということが、児童という時期に対する成人（メジャー）の関心をきわめて低いものにしていて、と考えられる。

過去の歴史を顧みると、子ども期はなかった、子どもは人間として尊ばれていなかった等のことよりも、従属、依存と自立の狭間でゆれ動かされてきた人々、すなわちそのほとんどがいわゆる児童、子どもであるが、それらの人々にメジャーの立場にある人々がどの程度、どのように関心を向けていたかについて検証することが児童福祉上さらに重要なことと考える。

2. 児童期のはじまり

国際連合の「児童権利宣言」は、その前文で、「児童は、身体的及び精神的に未熟であるため、その出生の前後において、適当な法律上の保護を含めて、特別にこれを守り、かつ、世話をすることが必要であるので……」とうたっている。その出生の前後とは、胎児期と生後の新生児、乳児期のことと考えてもよい。成人の保護、庇護を前提として生を受け、成人に依存して成長するという宿命は新生児、乳児、幼児の段階ではきわめて顕著なものである。児童のニーズ、したがって権利

はとりわけこの時点で十分に保障されなければならないと、多くの人々は考える。

しかし、もっとも生存にかかわるニーズ（生存権）を保障されなければならない乳幼児期は、児童福祉の歴史上決して恵まれた時期とはいえなかった。その理由として考えられるものは、まず第1に誕生前後の時期における生命と尊厳の権限は親のあるいは支配者の掌中にあったという冷厳な事実をあげなければならない。いわゆる墮胎とともに、誕生時の間引きさらには嬰兒殺し、幼児殺し、遺棄等とはとりわけ経済的貧窮のもとで行われてきた^{13,14)}。その歴史こそが、児童の権利が保障されるまでの道程における多くの児童の犠牲を物語っている。また第2に、乳児期の著しい死亡率の高さという事実をあげなければならない。いかにその生命を守り育てようとしても、衛生、医療水準の低さは生命力にハンディキャップを負う新生児、乳児の生命を奪う機会が多かった。

Ariès, P. は、「子どもたちはあまりにたくさん死んでいった。モリエールは『私の子供たちは、みな乳児期に死んだ』とも言っていた。この無頓着さは、この時代の人口学的な条件から直接に引き出される避け難い帰結であった。」と述べている¹²⁾。この点をきわめて強調した Stone, L. は、子どもが早く死んでしまうことが「ただ一人の人間それものはかない生命の幼児などに真剣に感情を投入することを躊躇させた。」と述べ、それが親が子どもに関心をもたなかったり、無視する傾向をもたらし、それが子どもの生き残る機会を少なくさせた、としている¹⁵⁾。Stone, L. はさらに、近年の乳幼児の死亡率の低下が幼児を生存させようとする関心を高め、親やおとなの児童への態度を変化させることになった、と指摘している。たしかに、死亡率の高さが児童の権利を認識する過程において、その負因として働いたことは否定できないであろう。しかし乳幼児の福祉を考えるうえで、この時期の死亡率を低下させるひとつの政策として、すでに18世紀の頃から母性愛の高揚が指摘されてきた経過も重要である。Badinter, E. は、「1760年頃から、母親にたいして、自分で子どもの世話をしよう勧め、子どもに乳を与えるよう

『命ずる』書物が、数多く出版された。それらは、女はまず何よりも母親でなければならないという義務を作りだし、二百年後の今日でも根強く生き続けている神話を生んだ。それは、母性本能の神話、言いかえれば、すべての母親は子どもにたいして本能的な愛を抱くという神話である。」と述べた¹⁶⁾。そして、この18世紀末になると国家の富となる人間をふやすことが重要になったため、子どもを生きのびさせることが新たな至上命令となり、国家は今まで顧みなかった子どもを死から救おうとすることに関心を向けるようになった。そして、「もはや重要なのは、幼年時代の第二期（離乳以後）ではなく、むしろ、人生のいちばんはじめの時期である。すなわち、親がつねにかえりみなかった、しかし、死亡率がもっとも高かった時期である。」と述べている。

公の児童福祉政策のなかに児童期のごく初期にあたる乳児期の施策が組み入れられる背景には、母性重視がある。また、ここには過去に遡るほど専ら父権が絶大であった時代から母親の権利、義務に関心がもたれるようになった経緯の一例についてもふれられているが、先に引用した植木枝盛は、親権に対する子権とともに幼児の健全育成にかかわる母親の役割を強調したひとりである¹⁷⁾。これら母性と児童の関係、あるいは母性論争は、児童福祉の歴史ならびに今後のあり方を通じ一貫して重要な意味をもっている。また今後の児童福祉において、児童期の初期の段階はその生存権、発達権を保障するうえでいっそう重視されることが予測される。

3. 児童期のおわり

社会的自立の基準ともいうべきものはきわめて多様、可変的であり、むしろ古代までも含めると、子どもとおとなを峻別する意義をもたず、ごく自然な共同体的生活の時代もあったようである^{13,14)}。しかし、社会、経済的变化とともに、自立したものが依存、従属するものの扶養、保護、支配を進める体制が明確になるにつれ、実質的に人生における段階区分が重視されるようになった。児童期についてみても、すでにローマ帝国末期の6世紀

頃には、生まれたときから歯の生えるまでの時期としての幼児期（0～7歳）、ごく大切に扱われる時期としての子ども期（～14歳）、十分子どもをもうけることのできるまでの時期としての青年期に区分されていたという¹²⁾。わが国においても、児童期について明確にした歴史は古い。古代国家の法治制度として定められた「大宝令」（701年）、「養老令」（718年）でも同じく、緑あるいは黄と呼ばれる幼児期（1～3歳）、小と呼ばれる少年期（4～16歳）、少あるいは中と呼ばれる青年期（17～20歳）の3段階に区分された¹³⁾。

その後の児童期に対する関心および年齢区分は、家庭、地域、社会全般の養育方法、児童観、ならびに労働、教育、福祉等の諸制度を反映している。石川謙は、わが国の児童期の区分は法律、元服等の社会慣習、家職家業に属する実務の3点を通して確認されてきたと述べ、法規のなかで子どもが認められるようになったきっかけとして、刑罰、家督相続、賦役公役の3点をあげている¹⁸⁾。明治時代以後今日に至る保護、感化、教育、労働等に関する諸制度の年齢区分は、これらの流れと連動したものであった。

一方、児童期のおわりは歴史的にみるときわめて多様である。そのもっとも早い時期をとらえるならば、7歳の時点である。わが国では、「七つ前は神の子」、「七つから大人の葬式をするもの」等の諺が残っているが、民俗学の柳田国男は最近まで残っている風習として「たておけ」（子どもが7歳になると鯉幟を立てない）の例をあげ、「これが無くなると子供ありと云ふしるしがなくなるのである。」と記している¹⁹⁾。この「子供ありと云ふしるしがなくなる」という表現は、欧米諸国において Ariès, P. 以後多くの学者が考証し、例えば Postman, N. が子どもは7歳になればおとなとの区別がなくなり、「もし子どもという言葉が、7歳から17歳ぐらいまでの、特別の教育と保護の方式を必要とし、大人とは質的にちがうとされている、特定の種類の人間のことを意味するのだとしたら、子どもが存在したのは、たかだか400年にもならないことを示す証拠はいくらでもある。」と述べたことと符合している²⁰⁾。

この時期以降は、児童ではあっても、その社会的自立への期待そしておとなへの参入がより強まったことは歴史的にみて確かである。成人（メジャー）の側からの児童への一方的なおとなへの参入の強制は、児童の個人的自立とのギャップを生じさせ、児童のニーズに思いを致す成人達の配慮によって、種々の制度や風習とともにしだいに児童と成人とを区分し、社会的自立や成人となる時期が延長、拡大してきたように思われる。その背景としては、若年労働力のとらえ方や教育のあり方と関連させたものが多いが、とくに教育制度の普及ということを多くの学者があげている。Ariès, P. は、「学習の延長のために、新しい年齢層が現われた。青年である。それはやっと18世紀に、子どもとよく区別されないまま、思春期の肉体的徴候によって知られていただけであった。かつての古い社会には、青年は存在しなかった。」と述べている²¹⁾。また、Pinchbeck, I. らは、伝統的な制度（徒弟制度）のもとでは子ども期は事実上7歳で終わったのに、公教育が創出された結果、子どもがおとなの領域の要求や責任を負わないですむ期間が延長されることとなった、と指摘し、「学校という教育機関ができ、学校での正式の教育が広く認められるようになって、子どもは大人社会から隔離されることとなった。」と述べている²²⁾。

IV 児童の自立

教育をはじめ、むしろ社会的自立を効果的にするために考慮されたものが、児童の時期を拡大し社会的自立を遅らせたと同時に、一人ひとりの人間の個性的発達や個人的自立を配慮せざるを得なくなった経過、推移は児童福祉上非常に重要な点と思われる。17世紀の Lock, J., 18世紀の Rousseau, J.-J. 等の思想的影響とともに、児童の個性、個人的自立、児童の養育環境がしだいに重視されるようになり、とくに発達に関する概念が普及するにつれて児童という時期が重視され、児童と成人とを区分する必要性や制度への組み入れが非常に高まった経緯をみることができる。

しかし、それは他方でしだいにおとなを成熟した者、子どもを未成熟な者という峻別の強力な武器としても機能しはじめたように思われる。そして今日いっそう多様化し、複雑化した発達観や理論は、児童は子どもであるよりも前にまず人間であるという考え方を凌駕するほどに児童を拘束し、支配しつつあるように思われる。しかし発達とは本来児童、成人にかかわりなく可能性に向けて進歩する過程である。発達のニーズは、新生児であっても老人であってもすべての人間がもっている。むしろ児童の特徴は発達の可能性のみにあるのではなく、自立の可能性にある。そこから、あらためて児童の権利をとらえなおす必要がある。

わが国でも、児童の人権や権利をとらえなおす動きはやや活発になりつつある。欧米諸国におけるそれは、1960年代から1980年代にかけて比較的ラディカルなものも含めて Movement のようにあらわれた。児童という時期からの解放は、Illich, I.をはじめとするとくに教育制度、学校教育がもたらした弊害を打破し、そこから児童を解放放とうとする思潮などにみられる²³⁾。また婦人解放の動向と同じように、児童にもおとなとまったく同様の権利を付与しようとする Liberation の思潮がみられる。とくに Farson, R. は、児童の生得権として自由な居住権、自己学習権、性的自由権、労働権などの付与を、さらに Holt, J. は、自己の保護者の選択権、選挙権、財産所有権などを通じて児童を解放することを提唱した^{24, 25)}。これらは男女の別、年齢の別なく付与されるべきであるとするものである。たしかに、これらは児童観の問い直しとして示唆するものが多い。しかし児童の権利の本質としての特異性を無視して、このような成人と児童の垣根を払い、同等の権利を付与することだけが真の児童の権利の確立の道であろうか。むしろ、「児童期、子どもの時代は失われつつある」という指摘もみられるなかで^{20, 26)}、これまでにふれてきた個人的自立、社会的自立の判断、認知の根拠についてあらためて熟慮すべきであろう。

児童は、子どもであることよりも前に、まず人間として存在する。人間としての尊厳性の基本は、個人としての自覚、自尊とそれに基づく自立にあ

る。他の誰のものでもない独立の自我、人格を有する個々の人間の尊厳性は、基本的に依存した従属的な関係からは決して生まれない。児童は、未熟であり、庇護され保護されるべきであるという固定観念は必然的に児童を支配し、統制、管理することと分かち難く結びついてきた。児童は、例えば18歳、20歳という区切りにおいて突如自立するわけではない。新生児期からすでにその歩みは始まっている。児童を自立する存在としてとらえる不断の努力が、われわれに求められている。

まずそのひとつは、児童、成人の区別なく認められる生存、発達へのニーズに常に意を注ぎ、生存権、発達権の保障を高めることである。堀尾輝久は、子どもの権利の諸相のなかに人権と子どもの権利をあらたに統一すること、すなわちおとなと子どもも含んでの人間の権利を重視している²⁷⁾。これなくして、児童の権利は今後もなお主体性をもつことは困難であろう。そのふたつは、児童の権利の枠組みのなかに権利—義務—責任—自立の連関性をより明確にすることである。それは、児童の権利が受け身のものではなく、児童が権利の主体となることに結びつく。Chisholm, B. A. は、単なる児童の解放を主唱することを超えて、児童の権利にその責任、義務の視点を加えることを強調している²⁸⁾。

筆者は、児童の権利とともにその責任、義務を考える原点は、次の点にあると考える。すなわち、両親、他の成人を問わず個々の児童を信頼する努力、児童の個人的自立過程を積極的、肯定的に理解し認識する努力が、児童の自由意思、自己主張への成人の肯定的対応となってあらわれ、そのことが児童のニーズをより充足させ、それによって児童の自立とともに他者への拘束力を自覚し、その対応が広がっていく。とくに6、7歳時期からの自立過程および思春期からの自立過程を典型として、児童の権利と義務という視点は日々の営みのみならず、制度上もまた重視する必要性が高いように思われる。

その意味からも、1989年に国際連合に提出される予定の「児童の権利条約」のなかに、初めて「児童の主張する権利」が含まれたことはきわめ

て意義深い。単に児童期を拡大し延長することが歴史の進歩であると考えられた時代から脱皮し、権利の客体ではなく主体としての児童が、その権利とともに責任と義務を行使する存在として前進する一里塚となるかもしれない、と考えるからである。

先に述べた児童の権利に関する定義に加えて、児童の義務を次のように定義できるであろう。

「人間関係および社会関係において児童（マイナー）が人間としてのニーズを包括的に受容することによって成立する他者への拘束力」である。

参考文献

- 1) UNICEF『世界子供白書1988』, 日本ユニセフ協会, 1988年。
- 2) deMause, L., *The Evolution of Childhood*, 1976, Pollock, L. A. (中地克子訳)『忘れられた子どもたち』, 勁草書房, 1988年より引用。
- 3) 芦部信喜『司法のあり方と人権』, 東京大学出版会, 1983年。
- 4) Chazal, J. (清水慶子他訳)『子供の権利』, 白水社, 1960年。
- 5) Knitzer, J., *Children's Right in the Family and Society: Dilemmas and Realities*, Amer. J. of Orthopsychiatry, 52-3, 1982.
- 6) Goldstein, J., Freud, A and Solnit, A., *Beyond the Best Interest of the Child*, Macmillan, 1973.
- 7) 網野武博, 朽尾勲編『児童福祉』, チャイルド本社, 1987年。
- 8) 森田 明「子どもの保護と人権」『ジュリスト増刊総合特集』43号, 1986年。
- 9) 植木枝盛「親子論」横須賀薫編『児童観の展開』, 国土社, 1969年。
- 10) 一番ヶ瀬康子編『生江孝之集』, 鳳書院, 1983年。
- 11) Wallon, H. (竹内良知訳)「一般教養と職業指導」ワロン・ピアジェ『ワロン・ピアジェ教育論』, 明治図書, 1963年。
- 12) Ariès, P. (杉山光信他訳)『〈子供〉の誕生』, みすず書房, 1980年。
- 13) 『日本子どもの歴史』全7巻, 第一法規出版, 1977年。
- 14) 『世界子どもの歴史』全11巻, 第一法規出版, 1984～1986年。
- 15) Stone, L., *The Family, Sex and Marriage in England 1500-1800*, 1977, Pollock, L. A. (中地克子訳)『忘れられた子どもたち』, 勁草書房, 1988年より引用。
- 16) Badinter, E. (鈴木晶訳)『プラス・ラブ』, サンリオ, 1981年。
- 17) 植木枝盛「育幼論」山住正己編『子育ての書 3』, 平凡社, 1976年。
- 18) 石川 謙『我が国における児童観の発達』, 振鈴社, 1949年。
- 19) 柳田国男「小児生存権の歴史」『愛育』第1巻第3号, 1935年。
- 20) Postman, N. (小柴 一訳)『子どもはもういない: 教育と文化への警告』, 新樹社, 1985年。
- 21) Ariès, P. (中内敏夫他編訳)『〈教育〉の誕生』, 新評論, 1983年。
- 22) Pinchbeck, I. and Hewitt, M., *Children in English Society*, 1969, 文献20より引用。
- 23) Illich, I. (小沢周三訳)『脱学校の社会』, 東京創元社, 1977年。
- 24) Farson, R., *Birth Rights*, Macmillan, 1974.
- 25) Holt, J. *Escape from Childhood: The needs and Rights of Children*, Penguin Books, 1974.
- 26) Winn, M. (平賀悦子訳)『子ども時代を失った子どもたち』, サイマル出版会, 1984年。
- 27) 堀尾輝久「人権と子どもの権利」『教育学研究』第46巻第4号, 1979年。
- 28) Chisholm, B. A., *Children's Rights*, Early Child Development and Care, 7, 1981.

(あみの・たけひろ)

日本総合愛育研究所研究第5部長)